

「事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進に向けたビジネスマッチング事業」
コンテンツ開発業務委託仕様書（3次募集）

1 業務の目的

体験型コンテンツの開発等において、観光関連事業者が連携することにより、企画力・販売力の強化を図るとともに、継続して付加価値の高い旅行商品を造成・販売するための態勢づくりを行う。

なお、本業務は、秋田県観光連盟が秋田県より業務を受託して実施するものである。

2 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

3 業務の内容

次の（1）～（3）の全てに該当する新たな体験型観光コンテンツの造成・既存観光コンテンツのブラッシュアップに向けた実証を行う。

（1）次に該当する観光関連事業者複数が連携した実証事業を行うこと（2者以上）。

① 観光地域づくり法人、観光協会

② 民間事業者と観光地域づくり法人、自治体で構成される任意の団体

③ その他①、②に準じる団体と認められるもの

（2）訪日外国人（主に台湾）誘客、冬期間における誘客、高付加価値化等を目的とした体験型コンテンツの開発・ブラッシュアップを行うこと（2件以上）。

（3）体験型コンテンツの造成に向けたワークショップを開催すること（2回以上）。

4 実証の件数

10件程度

5 委託料の上限

1件当たり11万円とする。

6 その他

（1）再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面で提出し、秋田県観光連盟の承認を得ること。

（2）業務の履行に関する処置

- ・秋田県観光連盟は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な処置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は、前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、その結果を要求の日から10日以内に秋田県観光連盟に書面で提出しなければならない。

(3) 機密の保持

- ・受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

- ・受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

(5) その他

- ・この業務に関わる必要経費はすべて受託者の負担とし、本契約額の範囲内で実施するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、秋田県観光連盟と協議の上、決定するものとする。

(6) 所有権・著作権の取扱い

- ・本業務の実施により秋田県観光連盟に提出した成果物（成果物以外に秋田県観光連盟に提供した資料・レポートその他の提供物があった場合には当該提供物を含む。下記同じ。）の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は秋田県に帰属し、受託者は、秋田県が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。
- ・成果物のうち、受託者が以前から著作権を有する著作物については、受託者は、これらの著作物を利用するために必要な許諾を秋田県に与えるものとし、第三者が以前から著作権を有する著作物については、受託者は、責任をもって第三者から秋田県への利用許諾を得るものとする。
- ・受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の特許権、著作権、肖像権、パブリシティ権その他の知的財産権等を利用する場合は、その利用に関する一切の責任を負うものとする。